

第11号議案 要旨

北はりま消防組合職員の給与に関する条例及び北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

令和4年8月の人事院勧告を受け、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、これに準じて所要の改正を行うもの

2 改正内容

(1) 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の改正【第1条関係】

ア 勤勉手当の支給月数の引上げ（第30条関係）

(ア) 職員

勤勉手当の支給月数を年間0.1月（100分の10）引き上げる。

なお、令和4年6月期は、改正前の支給月数0.95月（100分の95）で支給済みのため、改正後の支給として0.1月（100分の10）を引き上げることとし、0.95月（100分の95）を1.05月（100分の105）に改める。

(イ) 再任用職員

勤勉手当の支給月数を年間0.05月（100分の5）引き上げる。

上記(ア)同様に0.45月（100分の45）を0.5月（100分の50）に改める。

イ 給料表の改正

改正後の一般職の職員の給与に関する法律別表第四イ 公安職俸給表（一）に準じて別表を改正する。

(2) 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の改正【第2条関係】

勤勉手当の支給月数を按分（第30条関係）

ア 職員

6月期、12月期ともに同じ支給月数とするため、第1条で規定した勤勉手当の支給月数を1.05月（100分の105）から1.0月（100分の100）に改める。

イ 再任用職員

6月期、12月期ともに同じ支給月数とするため、第1条で規定した勤勉手当の支給月数を0.5月（100分の50）から0.475月（100分の47.5）に改める。

- (3) 北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正【第3条関係】

給料表の改正

改正後の一般職の職員の給与に関する法律別表第一イ 行政職俸給表（一）に準じて別表を改正する。

3 施行期日

- (1) 第1条関係 公布の日（令和4年4月1日遡及適用（北はりま消防組合職員の給与に関する条例第30条第2項の改正規定を除く。））
- (2) 第2条関係 令和5年4月1日
- (3) 第3条関係 令和5年4月1日